ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要介護１	533単位
⑵　要介護２	597単位
⑶　要介護３	666単位
⑷　要介護４	730単位
⑸　要介護５	798単位

注１　イについて、指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

３　イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、１日につき12単位を所定単位数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

５　イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第127条第１項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に１回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、１月につき80単位を所定単位数に加算する。

ハ　看取り介護加算

注　イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算として、死亡日以前４日以上30日以下については１日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき680単位を、死亡日については１日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ニ　認知症専門ケア加算

注　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　認知症専門ケア加算(Ⅰ)	３単位
⑵　認知症専門ケア加算(Ⅱ)	４単位

ホ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位
⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位
⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	６単位
⑷　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	６単位

ヘ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑵により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑷　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　⑵により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

７　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

⑴　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（１日につき）

㈠　要介護１	547単位
㈡　要介護２	614単位
㈢　要介護３	682単位
㈣　要介護４	749単位
㈤　要介護５	814単位

⑵　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（１日につき）

㈠　要介護１	594単位
㈡　要介護２	661単位
㈢　要介護３	729単位
㈣　要介護４	796単位
㈤　要介護５	861単位

ロ　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

⑴　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（１日につき）

㈠　要介護１	625単位
㈡　要介護２	691単位
㈢　要介護３	762単位
㈣　要介護４	828単位
㈤　要介護５	894単位

⑵　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（１日につき）

㈠　要介護１	625単位
㈡　要介護２	691単位
㈢　要介護３	762単位
㈣　要介護４	828単位
㈤　要介護５	894単位